

# 1 健康保険組合連合会規約

制 定 昭和23年 2月12日認可  
最終改正 令和 3年11月30日認可

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、健康保険組合連合会と称する。

第 2 条 本会は、事務所を東京都内に置く。

第 3 条 本会は、健康保険組合の健全な発達を期することを、目的とする。

第 4 条 本会は、その目的を達するため、左の事業を行う。

一、健康保険に関する調査研究

二、保健福祉に関する施設と、その経営

三、健康保険組合相互の連絡及び指導

四、健康保険組合に対する事務費補助金の交付

五、その他、本会の目的を達するに必要とする事業

2 前項に定めるもののほか、本会は健康保険法附則第2条の規定に基づく交付金の交付事業を行う。

第 5 条 本会の施設は、別に定める規程により、会員以外の者にも利用させることができる。

第 6 条 本会の公告事項は、その機関誌に掲載し、又は、全会員に書面を以て、これを通知する。

## 第 2 章 会 員

第 7 条 本会の会員は、健康保険組合とする。

2 本会に入会せんとするときは、その旨を、所属支部を経て本会に届け出なければならない。

第 8 条 会員は、別に定めるところの会費を、納入しなければならない。

第 9 条 会員は、分合、解散したとき又は名称その他に異動を生じたときは、所属の支部を経て本会にその旨を届け出なければならない。

### 第 3 章 議 員

第 10 条 議員の定数は、155人とし、各支部において、会員がこれを選挙する。

第 11 条 議員の選挙方法に関しては、別にこれを定める。

第 12 条 議員の任期は、2年とする。但し、補欠議員は前任者の残任期間在任する。

### 第 4 章 役 職 員

第 13 条 本会に、左の役員を置く。

会 長	1 人
副 会 長	若干人
専 務 理 事	1 人
常 務 理 事	若干人
理 事	60人
監 事	若干人

2 前項の理事の定員外において、会員及び学識経験のある者の中から、若干名の理事を選任することができる。

3 第1項の監事のうち、1名は常勤とする。

第 14 条 理事は、議員の中から、これを選任する。但し、前条第2項の理事については、この限りでない。

2 理事の選任方法に関しては、別にこれを定める。

3 会長、副会長は、理事において、これを互選する。

4 専務理事、常務理事は、会長が理事会の同意を得て、理事の中からこれを選任する。

第 15 条 監事は、総会において、理事以外の議員並びに学識経験ある者からこれを選任する。

第 16 条 役員任期は、2年とする。但し、補欠役員は、前任者の残任期間在任する。

2 役員は、その任期満了の後においても、後任者の就任あるまでは、引き続き、その職務を行うものとする。

第 17 条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

3 専務理事、常務理事は、会長、副会長を補佐して会務を掌理し、専務理事は、日常の業務を統括する。

4 理事は、別に定めるところにより、理事会を組織し、重要な会務を処理する。

第 17 条の 2 理事会は、別に定めるところにより、常任理事会を設置する。

2 常任理事会は理事会の委任を受けて会務を処理することができる。

第 17 条の 3 理事会は、別に定めるところにより、委員会を設け、特に必要と認める事項について調査審議させることができる。

2 委員会の長は、副会長若しくは常務理事をもってあてる。

第 17 条の 4 理事会は、別に定めるところにより、委員会を設け、第 4 条第 2 項に定める交付金交付事業の運営にあたらせることができる。

2 委員会の長は、前条第 2 項を準用する。

第 18 条 監事は、別に定めるところにより、本会の業務に関する監査を行う。

第 19 条 会長は、総会の同意を得て、多年にわたり会長の職にあり、かつ、本会に特に功労のあった者を名誉会長に推薦することができる。

2 会長は、総会の同意を得て、本会に功労のあった者又は学識経験のある者を顧問又は参与に推薦することができる。

第 19 条の 2 会長は、別に定めるところにより、調査会を設け、会務に関し必要な事項を諮問することができる。

第 20 条 本会に必要な職員を置き、会長がこれを任免する。

2 本会の事務の分掌及び職務権限等については、別に定める。

## 第 5 章 総 会

第 21 条 総会は、議長及び議員で組織し、定時総会と臨時総会とに分ち、会長が招集する。

2 総会の議長には、会長があたる。

第 22 条 定時総会は、毎年 2 月及び 7 月に開き、臨時総会は、理事会において必要と認めたとき又は 3 分の 1 以上の議員から、会議の目的を示して請求があったとき、これを開く。

第 23 条 左の案件は、総会の議決又は承認を、経なければならない。

一、収入、支出の予算

二、事業報告及び決算

三、収入支出の予算で定めるものの外、あらたなる義務の負担又は権利の放棄

四、基本財産、積立金及び特殊財産の管理方法

五、積立金その他重要な財産の処分

六、規約の変更

七、会費の変更

八、その他重要な事項

第 24 条 総会に出席できない議員は、他の議員に委任して、表決に加わることができる。

2 前項の受任者は、その旨を証明する書面を、予め議長に提出しなければならない。

第 25 条 議事は、前各条の外、別に定める議事規程による。

第 26 条 総会は、議員定数の半数以上出席（受任出席を含む）がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、法令に別段の定めあるものを除き、出席者（受任出席を含む）の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 27 条 総会に附議しなければならない事項でも、急施を要するため、総会を招集する暇のないときは、理事会で専決することができる。

2 前項で専決した事項は、次の総会で承認を受けなければならない。

3 災害並びに感染症、その他やむを得ない理由により会議を開催することが困難な場合には、会長は、議事の内容を記載した書面を議員に送付してその意見を徴し、賛否を問い、その結果をもって審議及び議決とすることができる。

## 第 6 章 会 計

第 28 条 本会の収入は、左の通りとする。

- 一、会 費
- 二、事業及び財産から生ずる収入
- 三、補助金及び寄附金
- 四、その他の収入

第 29 条 本会の経費は、前条の収入で支弁する。

第 30 条 予備費を以て充てることができる費途は、第 4 条各号に掲げる事業に要する経費とする。

第 31 条 決算報告書は、監事の監査を受けて、7月の定時総会に提出しなければならない。

第 31 条の 2 決算報告書の作成に際して基準となる経理基準については、別にこれを定める。

第 32 条 本会は、基本財産を置くことができる。

第 33 条 有価証券及び現金は、郵便局、銀行又は信託会社に預金し、若しくは管理を委託しなければならない。

第 34 条 本会は、寄附を受けることができる。

2 用途を指定した寄附の外は、これを基本財産に組入れなければならない。

第 34 条の 2 本会において特定の事業を行う場合には、特別会計を設置することができる。

## 第 7 章 支 部

第 35 条 本会は、都、道、府、県ごとに支部を置く。但し、支部間での合意等によりこれを合併することができる。

2 支部は、組合相互の情報交換、意見の集約その他連絡協調を図り、自主的運営に基づく事業を行うほか、本会が決定した事項の伝達ならびに実施、本会に対する意見の具申など必要な事業を実施する。

第 36 条 支部は、支部規約の制定または変更について、本会の承認を受けなければならない。

第 37 条 支部は、支部会費を、その会員から徴収することができる。

第 38 条 削 除

第 39 条 支部は、毎会計年度収入支出の予算を 2 月末日までに調製し、  
本会の承認を受けなければならない。

支部は、年度経過後 3 月以内に決算及び事業概況を本会に届け出なければ  
ならない。

## 第 8 章 地 区 協 議 会

第 40 条 削 除

## 第 9 章 附 則

第 41 条 従前の規約で、選任せられた議員及び役員は、この規約による  
議員及び役員の就任あるまで、その職務を行う。

第 42 条 この規約は、昭和 23 年 4 月 1 日から、これを施行する。

第 43 条 平成 16 年度において選挙される議員の任期は、第 12 条の規  
定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとし、平成 16 年度において  
選任される役員の任期は、第 16 条の規定にかかわらず、平成 18 年 4 月  
15 日までとする。

第 44 条 この規約に基づき、制定された規程の改廃については別に定め  
る。

附 則（昭和 24 年 3 月 2 日総会議決分）

この規約は、昭和 24 年 4 月 1 日から、これを施行する。

附 則（昭和 25 年 3 月 8 日総会議決分）

この改正規約は、昭和 25 年 4 月 1 日から、これを施行する。但し、議員の  
選挙及び理事の選任に関しては、次の総選挙から、これを施行する。

附 則（昭和 26 年 3 月 7 日総会議決分）

この改正規約は、昭和 26 年 4 月 1 日から、これを施行する。

附 則（昭和37年3月29日総会議決分）  
第10条、第11条及び第13条の改正規約は、次の総選挙から、この規約による改正後の第34条の2の規定は、昭和37年4月1日から、これを施行する。

附 則（昭和41年7月27日総会議決分）  
この改正規約は、昭和41年8月1日から、これを施行する。  
この改正規約施行の際、現に設けられている委員会及び調査会はそれぞれ第17条の2又は第19条の2の改正規定により、設けられたものとみなす。

附 則（昭和44年3月12日総会議決分）  
この改正規約は、昭和44年4月1日から、これを施行する。

附 則（昭和47年2月24日総会議決分）  
この改正規約は、次の総選挙から、これを施行する。

附 則（昭和50年7月22日総会議決分）  
この改正規約は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（昭和51年2月24日総会議決分）  
この改正規約は、昭和51年2月24日から施行する。

附 則（昭和52年2月24日総会議決分）  
この改正規約は、昭和52年2月24日から施行する。

附 則（昭和53年2月24日総会議決分）  
この改正規約は、昭和53年5月24日から施行する。

附 則（昭和53年12月7日総会議決分）  
この改正規約は、昭和53年12月7日から施行する。

附 則（昭和 55 年 7 月 24 日総会議決分）  
この改正規約は、昭和 55 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 2 月 24 日総会議決分）  
この改正規約は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 6 月 18 日総会議決分）  
この改正規約は、昭和 57 年 6 月 18 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 2 月 29 日総会議決分）  
この改正は、昭和 63 年 2 月 29 日から、これを施行する。

附 則（平成 3 年 2 月 22 日総会議決分）  
この改正規約は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 23 日総会議決分）  
この改正規約は、平成 8 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 22 日総会議決分）  
この改正規約は、平成 14 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（平成 15 年 7 月 18 日総会議決分）  
この改正規約は、平成 15 年 7 月 18 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項については平成 15 年 4 月 1 日から、第 13 条は次の総選挙の日から、第 40 条及び別表の削除は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 20 日総会議決分）  
この改正規約は、平成 16 年 3 月 18 日（認可日）から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 18 日総会議決分）  
この改正規約は、平成 17 年 3 月 24 日（認可日）から施行する。



附 則（平成18年4月14日総会議決分）  
この改正規約は、平成18年6月27日（認可日）から施行する。

附 則（平成20年7月18日総会議決分）  
この改正規約は、平成21年2月18日（認可日）から施行する。

附 則（平成24年2月17日総会議決分）  
この改正規約は、平成24年2月24日（認可日）から施行する。

附 則（平成26年2月14日総会議決分）  
この改正規約は、平成26年4月1日（認可日）から施行する。

附 則（令和2年7月10日総会議決分）  
この改正規約は、令和2年8月31日（認可日）から施行する。

附 則（令和3年7月29日総会議決分）  
この改正規約は、令和3年11月30日（認可日）から施行する。

別 表（削 除）